

法定技能講習等の「作業内容または選任基準」・「受講資格または対象者」

島田労働基準協会
TEL 0547-35-4522
info@shimakikyo.jp

		名 称	作業の内容または選任の基準	受講資格または対象者
技 能 講 習	作 業 主 任 者	乾 燥 設 備	次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業 イ. 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1m ³ 以上もの ロ. 乾燥設備のうち、イの危険物等以外のものに係る設備で、熱源として以下の燃料等を使用するもの ① 固体燃料で毎時10kg以上 ② 液体燃料で毎時10L以上 ③ 気体燃料で毎時1m ³ 以上 ④ 熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が10kw以上のものに限る) (労働安全衛生法施行令第6条第8号)	①5年以上の取扱経験者 ②理科大学(理科大学高等専門学校含む)卒業後、1年以上の乾燥設備の設計製作検査取扱経験者 ③理科大学卒業後、2年以上の乾燥設備の設計製作検査取扱作業経験者 (安衛則別表第6) ※要事業者証明
		鉛	労働安全衛生法施行令別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く)に係る作業 (労働安全衛生法施行令第6条第19号)	作業主任者の業務に就く者 満18歳以上の方
		特 定 化 学 物 質 及 び 四 ア ル キ ル 鉛 等	労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業。同施行令別表第5第1号から第6号までまたは第8号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除くものとし、同表第6号に掲げる業務にあっては、ドラム缶その他の容器の積卸しの業務に限る)に係る作業 (労働安全衛生法施行令第6条第18号、第20号) ※次の12物質(特別有機溶剤)については、特定化学物質に分類されますが作業主任者は「有機溶剤作業主任者」の資格が必要となりますのでご注意ください。 エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン	作業主任者の業務に就く者 満18歳以上の方
		有 機 溶 剤	屋内作業場又はタンク、船倉、坑等の内部において労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤とそれ以外のものとの混合物で有機溶剤を当該混合物の重量の5%台を超えて含有するものを含む)を製造し、又は取扱う業務 (労働安全衛生法施行令第6条第22号)	作業主任者の業務に就く者 満18歳以上の方
		石 綿	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業を除く)または試験研究のため製造する作業 (労働安全衛生法施行令第6条第23号)	作業主任者の業務に就く者 満18歳以上の方
		プ レ ス 機 械	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業(労働安全衛生法施行令第6条第7号)	プレス機械による作業に5年以上従事した実務経験者 (安衛則別表第6) ※要事業者証明
		酸素欠乏・硫化水素危険	労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 (労働安全衛生法施行令第6条第21号)	作業主任者の業務に就く者 満18歳以上の方
	金属アーク溶接等限定	金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業	作業主任者の業務に就く者 満18歳以上の方	
	玉 掛 け (特 例 コ ー ス)	制限荷重1トン以上の揚貨装置またはつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務 (労働安全衛生法施行令第20条第16号)	作業に就く者 満18歳以上の方 クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業に6ヶ月間以上従事 ※要事業者証明	
	フ ォ ー ク リ フ ト 運 転 (3 1 時 間 コ ー ス)	最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準過重中心に負荷させることができる最大荷重をいう)が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務 (労働安全衛生法施行令第20条第11号)	普通・準中型・中型又は、大型自動車運転免許証所持者 満18歳以上の方	
床 上 操 作 式 ク レ ー ン 運 転	運転者がクレーンの走行時及び横行時に荷と共に移動する方式の、つり上げ荷重5トン以上のクレーンを運転する業務 (労働安全衛生法施行令第20条第6号、クレーン則第22条)	作業に就く者 満18歳以上の方		
特 別 教 育	実 技 あ り	自 由 研 削 と い し	研削といし(自由研削用)の取替え又は取替時の試運転業務(安衛則第36条)	研削といし取替等業務(自由研削)に従事予定の満18歳以上の者
		機 械 研 削 と い し	機械研削盤(円筒研削盤、平面研削盤、専用研削盤等)のといしの取替え又は取替時の試運転の業務(安衛則第36条)	機械研削盤のといし取替え・試運転の業務に従事予定の満18歳以上の者 ※島田協会は実技なし
		低 圧 電 気 取 扱	低圧の充電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の回路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務(低圧とは直流では750V以下、交流では600V以下の電圧)(安衛則第36条)	低圧電気の取扱業務に従事予定の満18歳以上の者 ※連合会主催の教育は実技なし
	実 技 な し	プ レ ス 機 械 の 金 型	動力により駆動されるプレス機械の金型、シャアの刃部又はプレス機械若しくはシャアの安全装置若しくは安全囲いの取り付け取外し又は調整の業務(安衛則第36条)	動力プレス金型等の取付け、取外し又は調整の業務に従事予定の満18歳以上の者
		ア ー ク 溶 接	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務(安衛則第36条)	アーク溶接等の業務に従事予定の満18歳以上の者
		ロ ボ ッ ト 教 示 ・ 検 査 等	産業用ロボットの可動範囲内において行う、マニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは結果の確認(教示等)の業務および検査、修理若しくは調整、若しくは結果の確認(検査等)の業務と、これら業務を行う労働者と共同で当該産業用ロボットの可動範囲外において行う、当該教示及び検査等に係る機器の操作業務(安衛則第36条)	ロボットの教示・検査等に従事予定の満18歳以上の者
		ロ ボ ッ ト 教 示 等	産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認の業務又は産業用ロボット可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う、当該教示等に係る機器の操作業務(安衛則第36条)	ロボットの教示等に従事予定の満18歳以上の者
ク レ ー ン 運 転 (5 t 未 満)	つり上げ荷重0.5~5トン未満のクレーンの運転(トラッククレーン等移動式クレーンを除く)の業務(安衛則第36条)	0.5~5トン未満のクレーンの運転業務に従事予定の満18歳以上の者		

特 別 教 育	廃棄物焼却施設業務	①ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物焼却施設（以下「廃棄物の焼却施設」という）においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務等 ②廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備補修点検等の業務 ③廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他燃え殻を取扱う業務（安衛則第36条）	廃棄物焼却施設業務に従事予定の満18歳以上の者
	粉じん作業	粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業（設備による注水または注油をしながら行う粉じん則第3条各号に掲げる作業に該当するものを除く）に係る業務（安衛則第36条） ※特定粉じん作業とは・・・一定の粉じん発生源対策を行う必要のある作業	特定粉じん作業に従事予定の満18歳以上の者
	酸素欠乏危険作業	安全衛生施行令別表第6に掲げる酸素欠乏・硫化水素中毒危険場所に係る業務（安衛則第36条）	酸素欠乏・硫化水素中毒危険場所に係る業務に従事予定の満18歳以上の者
	フルハーネス型墜落制止用器具	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第13条第3項第28号の墜落制止用器具をいう。第130条の5第1項において同じ）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務は除く）（安衛則第36条）	高所作業に従事予定の満18歳以上の者
そ の 他 の 教 育	化学物質管理者講習（化学物質非製造業）	化学物質管理者を選任するための講習（安衛則第12条の5）	リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場など、化学物質を製造する事業場以外の事業場を対象とする講習
	保護具着用管理責任者教育	保護具着用管理責任者養成講習（令和4年5月31日付け基発0531第9号）	保護具着用管理責任者に選任される予定の者
	一般建築物石綿含有建材調査者講習	一般建築物の解体・改修時の石綿含有建材の事前調査	A 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者 B 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者 C 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。Dにおいて同じ。）、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者 D 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者（Cに該当する者を除く。） E 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者 F 建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者 G 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者 H 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者 I 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者 J 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者 K 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
	職長教育	労働安全衛生法施行令第19条で定める職長等の教育を行うべき業種（製造業等）の事業場	新たに職長になった者又は作業中の労働者を直接指導又は監督する者
	安全管理者選任時研修	常時50人以上の労働者を使用する事業場で事業の業種区分が次に該当する事業場（労働安全衛生法施行令第3条の業種）（林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業） ※選任するには更に実務経験年数等を満たす必要があります。	
	安全衛生推進者講習	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で事業の業種区分が次に該当する事業場（労働安全衛生法施行令第3条の業種）（林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業）	
	衛生推進者講習	安全衛生推進者の選任を必要としない業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場	
	危険予知訓練（KYT）	ゼロ災運動の理念とその方法の基礎、並びに最新の各種活動技法（指差呼称・KYT基礎4ラウンド法・ワンポイントKYT）などを学び、事故や災害を未然に防ぐことを目的にその作業に潜む危険を事前に予想し指摘しあう訓練研修会	
	第一種衛生管理者受験準備講習	第一種（すべての業種）衛生管理者試験のための受験準備講習	
	第二種衛生管理者受験準備講習	第二種（有害業務と関連の薄い一定の業種）衛生管理者試験のための受験準備講習	
能力向上教育	「プレス機械・特定化学物質・有機溶剤作業主任者、衛生管理者、安全管理者、職長教育」資格を取得してから概ね5年程度経過した者又は設備や環境に大幅な変更があった事業場の作業主任者、安全管理者及び衛生管理者		
新入者安全衛生教育	事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。（労働安全衛生法59条）	新入社員（中途採用を含む）	

◆就業制限に係る業務（労働安全衛生法施行令第20条）※該当作業を行う際には技能講習修了証の携帯が義務付けられています。

- ・つり上げ荷重が5トン以上の床上操作式クレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務
- ・つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路上を走行させる運転を除く）の業務
- ・最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
- ・制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務